

(様式7-3)

政務調査活動・先進地調査等 報告書

令和1年10月21日

三田市議会議長

様

本会派(私)は、政務調査活動・先進地調査等報告書を下記のとおり提出します。

会派名	盟政会	代表者	福田 秀章
		議員名	印
派遣者氏名	福田秀章 幸田安司 白井和弥 三谷禎勇		
視察先	① 東京都 日野市 ② 環境省・農林水産省		
調査事項 (調査目的)	① エール(発達・教育支援センター) ② 野外焼却・環境問題について		
日時	令和1年9月30日(月曜日)～令和1年10月1日(火曜日)		
視察先対応者	日野市 エールセンター長 志村理恵 教育部教育支援課課長 高原洋平 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 課長補佐 湯本淳 調査係基準係 菊池康治 農林水産省政策統括官付穀物係稲生産班 課長補佐添田孝志		
添付資料	日野市 エール(日野市発達・教育支援センター)・エール(パンフレット)・かしのきシート・日野市勢要覧・議会関係者名簿・日野市議会概要 環境省・農林水産省 ・廃棄物の「野焼き」に関する廃棄物処理法上の規定について ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について		

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、派遣者氏名は不要)

調査日時	R元年9月30日(月曜日)14時00分～15時30分
視察先	東京都日野市
調査事項	エール(発達・教育支援センター)

(概要)

日野市は面積27.55km²で人口18.6万人で、昭和38年11月3日に市制施行されました。新撰組土方歳三を育んだ街として町おこしをしています。緑が多く三田市によく似た環境的の街です。

エールに入ってすぐの事務所では教育支援課と発達支援課が並んで事務をされていました。臨時職員50名を含む70名がスタッフとしていますがこの日は30人ほどで運営がされていました。エールには発達支援課と教育支援課が入っており、両課の調整のためにセンター長が設置されています。センター長は市長部局からは発達教育支援センター長という役職を受け、教育委員会からは教育部参事の役職を受けています。このため両方の情報がセンター長に上がって福祉と教育が一体的に運用できます。

建物内には複数の相談室やプレイルームが設置されています。それぞれの部屋は子供達の集まりが途切れないように不要なものはなるべく置かないように工夫がされ、洗面台やトイレも壁と一体化した扉で区切られており、飾りなどは一切なく、シンプルな部屋でした。部屋の入り口の扉はマジックミラーの窓が取り付けられており、外から保護者やスタッフが中の様子が見えるように工夫がされていました。体の感覚を訓練する部屋等もあり、天井からロープがぶら下がったアスレチックの様な設備も用意されていました。この日は利用者が非常に少ないとの事ですが、1階の三つある相談室は全て使用中で、相談は日常的に多いということでした。

元々この土地には昭和40年代に建てられた障害児通所施設がありましたが老朽化のため再編の検討が始まり、平成21年には障害者保健福祉プランにて発達支援センターの設置が盛り込まれました。平成22年に日野市発達支援センター基本計画を策定し、保護者、学識経験者、保育所、幼稚園、小中学校で構成される切れ目のない支援検討委員会が設置されました。平成24年、福祉と教育の連携体制を検討する会議を設置し、福祉と教育が一体となった施設にする事が決定し、平成26年4月に発達支援センター「エール」が完成しました。建設費は約5.5億円で、補助については一部で東京都の補助を利用し、また横田基地の空路になっていることから窓や空調設備については防衛費の補助を受けることができました。

エールは0歳から18歳までの発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、そして子どもの育ちについて不安のある保護者や関係機関に対し、福祉分野と教育分野が一体となって切れ目のない支援や総合的な相談を実施しており、学校生活での困り事等も相談できます。相談事業については無料で受けることができ、支援は有料(生活保護世帯は無料)でおこなっています。相談を担当する保健師、心理士は福祉・教育の両課の併任辞令を受けており、総合的な支援ができるようになっています。相談の流れとしては利用者の保護者がエールに電話をかけてくることから始まり、対応は保健師もしくは臨床心理士が担当しており相談内容に応じて担当の職員につながります。内容によって発達支援課と教育支援課が個別に対応しますが、カルテは一本化しています。0歳から18歳まで様々な部署が関わっても利用するカルテが統一化されているので、それを読めば今までの経過が分かるようになっています。今までは紙のカルテを利用していましたが、「かしの木シート」を作成する際に全て電子化されました。日野市が個別の支援計画であるかしのきシートを作成しようとした時に、小中学校では文部科学省から教育支援計画

として就学進学支援シートの作成を求められていた為、就学進学支援シートの機能をかしのきシートに盛り込みました。元々は各保護者がカルテのようなものを持って幼稚園で記入してもらい小学校へと引き継ぎを行っていましたが、市側でかしのきシートとして、利用者毎に受けた支援の内容を18歳まで一年に一枚ずつまとめ管理し、次の機関に行くときはエールが保護者の了解を得ながら情報を引き継ぐという方法に変更されました。当初は紙のシートで運用を開始しましたが、幼稚園や小学校に紙のシートが移動するので個人情報など重要な情報を管理できないということで、平成28年から電子カルテ化し、現在は幼稚園、保育所、小学校、エールがインターネットのクラウドで繋がっています。双方向に閲覧できるわけではなく、例えば保育所の中で利用者の情報を書いたシートをエールが閲覧することができるが、小学校入学時には保護者の了解を得ながらデータを小学校に入れ替えることによって保育所からは内容を見ることができなくなる等セキュリティやプライバシーも考慮されています。しかし、高校については校区範囲が非常に広くなりシステムで繋ぐことができず紙での伝達を継続しています。シートの作成については、18歳までなので大学入学時に引き継いで終わりですが、エールの中では30歳までデータを保存しておくことになっています。作成状況は、紙ベースだった平成27年の131人に比べて平成28年は960人と飛躍的に伸びており、平成30年度で1613人になっています。運営費についてはほとんどが人件費として使われており、施設管理については年間3000万位で運営しています。発達支援課で1億3000万円教育支援課では1億8千万円くらいの予算措置をとっています。

Q. かしのきシートとカルテはどのように違うのですか？

A. システム的には一つのシステムで管理していますが、かしのきシートは各機関とつながるシートで保護者が同意しているものです。カルテはあくまでもエールの中でのみ運用されるもので、それぞれの先生が入力し保護者に見せるものではありません。

Q. インターネットのクラウドシステムはどこかに委託されたのですか？

A. YCCという所をお願いをしてシステムを作ってもらって、その後は毎年システム料を払っています。作成時に2000万円、維持管理料は人数によって変わりますが、年間450万円位です。

Q. エールは元々福祉分野に教育分野が合わさったものと思いますが、そのきっかけになった出来事がありますか？

A. 切れ目のない検討委員会の中で学校に上がる時などに情報が引き継いでもらえないという意見が大きくありました。当初は連携について検討されていましたが市長及び教育長が連携では変えるにも限界がある。一体化してはどうかということで今の形になりました。

Q. 保護者の反響はいかがですか？

A. 保護者が一番喜ばれるのは就学相談がこの中で受けられるということです。小さい時から相談を受けていて小学校に上がるタイミングが保護者にとって一番悩む時です。エールでは小さい時から就学相談も自然に受けることができるのでそこが良かったと喜ばれています。

Q. データ引き継ぎが30歳までということですが30歳までにされたのはなぜですか？

A. 別の法律で引きこもりの定義が30歳から始まる為、その年齢までになりました。

(所見) 福祉部と教育部と一緒に作業をするエール自体にも価値があるが、文書を電子化して共有するということも非常に大きな成果を上げていると感じた。三田市においてすぐ真似をすることはできないかもしれないが、文書の電子化というところでなら入って行きやすいと思うのでそういったところから取り入れてみるのも良いかと思う。

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、派遣者氏名は不要)

調査日時

R元年10月1日(火曜日)10時00分～12時00分

視察先 環境省 農林水産省

調査事項 野外焼却・環境問題について

(調査結果の概要)

現在、三田市において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の設備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」の解釈において、市の見解と三田警察署の見解が違うことについて、環境省の意向を確認した。

冒頭、環境省より上記法令である「廃掃法」についての説明を受けた。内容としては第十二廃棄物の焼却禁止について、これまで行政処分では適切な取締りが困難であった悪質な産業廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物の焼却に対して、罰則の対象とする事により取締りの実効を上げるためのものであることから、罰則の対象とすることに馴染まないものについて例外を設けていること。その中の七において農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却としては、農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却などが考えられることを改めて説明を受けた。

その後、私たちより、現在の三田市の状況を説明した。特に三田市と三田警察署の見解の違いによって混乱が生じている事については担当者も驚きを隠せずいた。そもそも環境省では各自治体の内容を詳細に把握することは困難で個別具体の判断は各自治体に委ねるという立場である。環境省の立場として、三田市における野外焼却における判断は警察との連携の中で三田市が判断をすべきものであるという認識を確認した。また、全国の自治体から疑義照会の依頼は入るが、自治体と警察の認識の相違による疑義照会は兵庫県警から行われた疑義照会のみであることも確認できた。

(所見)

協議全体の印象としては環境省として農業者がおこなう稲わら等の焼却は例外として認めているという立場での発言であるという印象を持つものであった。しかしながら、環境省の立場としては全国的な方向性を示す必要があるため法律の中で「稲わら等」などのあいまいな表現は避けて通ることが出来ない。また、内容については各自治体はその土地にあったものに絞り込むことを想定しており、三田市ほどの問題になっているケースは他の自治体ではおきていない。これらの事から三田市における野焼き問題の原因の根本としては市と警察の方針の違いによるものが大きいと感じるが、警察にも警察の理論があると思うので、協議などを通じてそれぞれの方向性をすりあわせ、市民の混乱を収めていくように努めることが必要であると考えます。

今後は詳細の判断を行うことができるという自治体の立場をもう少し前に出して、三田の農業者と非農業者が目指す未来図を模索すべきではないかと考える。

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、派遣者氏名は不要)